

長崎市中小事業者等一時金

- 申請期限を5月31日（月）まで延長しました
- 飲食店との取引の有無に関わらず、幅広い業種の事業者が対象となり得ます

緊急事態宣言に伴う不要不急の外出自粛や飲食店の時短営業の影響により、売上が減少した市内事業者に一時金を支給します

※新型コロナの影響で売上が減少した事業者の方は、まずはお問合せください

<主な申請要件>

外出自粛や飲食店の時短営業などの影響を受けて、令和3年1月または2月の売上高が対前年比（又は前々年比）で20%以上減少していること
（営業時間短縮要請協力金の受給者は対象外）

<支給額>

法人、個人ともに、1事業者あたり **20万円（定額）**

※ただし、令和3年1月または2月の売上高が対前年比50%以上減少しており、一定の要件を満たす事業者は30万円（定額）

<お問合せ先>

専用コールセンター 050-8881-6529（9時～17時、土・日・祝日除く）